Weekly PE Pig EXpress

リアルタイムなFAX情報 ～ピッグエクスプレス

2025年 3月17日 月曜日

3月4週号

Vol. 1086

㈱アニマル・メディア社

〒113-0034 東京都文京区湯島3-23-8 第6川田ビル3階

Fax03-6240-1274 Tel03-5817-8405

韓国の肉牛農場で約 2 年ぶりに口蹄疫

～発生農場では殺処分、地域では緊急ワクチン～

農水省消費・安全局は 3 月 14 日、韓国政府当局が同国内における口蹄疫発生を公表したこと受け、直ちに動物衛生課長名で都道府県や関係団体に対して注意喚起の通知文書を発出した。韓国と日本で 2000 年と 2010 年にほぼ同時に口蹄疫が発生したのも、中国が春節(旧正月)で人や物資の大移動を終えたあとのこの時期。3 月下旬から 4 月上旬にかけては、極東地域における口蹄疫の好発時期と言える。アフリカ豚熱(ASF)と併せたウイルスの侵入防止に向け、一層の防疫強化が必要だ。

韓国農林畜産検疫本部のプレスリリースによると、口蹄疫が発生したのは、全羅南道霊岩郡の、韓牛約 180 頭を飼養する肉牛農場。同農場から 14 日、口蹄疫を疑う症状があると通報があり、精密検査の結果、口蹄疫の発生が確認された。

対策中央本部は口蹄疫の発生を受け、危機警報を従来の「関心段階」から発生・隣接市郡(8 市郡)は「深刻段階」に、その他の全地域は「注意段階」に格上げした。拡散防止のため、当該農場に初動防疫チーム・疫学調査班を派遣し、外部者・家畜・車両の農場出入りを統制し、疫学調査を実施するとともに、当該農場で飼育中の牛は緊急行動指針(SOP)などに従って殺処分されることになる。また、農場間の水平伝播を遮断するため、3 月 14 日午前 8 時から 3 月 16 日の午前 8 時までの 48 時間、全国の偶蹄類農場およびと畜場・飼料工場など畜産関係施設の従事者および車両に対して一時移動中止措置が実施されるほか、発生地域である霊岩郡と隣接する 7 市・郡全体の偶蹄類農場(9216 戸、115 万 7000 頭)に対しては緊急ワクチン接種と臨床検査が実施される。さらに、全国の牛・ヤギ農場対象の口蹄疫ワクチンの一斉接種を、当初予定の 4 月から前倒しして 3 月 14～31 日の間に実施するとしている。

韓国では、ワクチンによる口蹄疫の発生予防が講じられているが、今回の発生は 2023 年 5 月に韓国中央部の忠清北道の 11 農場(豚での発生はなかった)で O 型の口蹄疫が発生して以来。農水省によると、今回の発生は O 型ウイルスによるもの。2023 年の感染ウイルスとの関係については現時点で不明。全羅南道霊岩郡は、韓国南端部に近い、黄海に面した海岸地帯に位置する。

今年に入って、アジアでは既に中国で 2 件、カンボジアで 7 件の発生が WOAH(国際獣疫事務局)に報告されている。

去年の豚肉輸入量は過去 2 番目 97.6 万 t

～ブラジル躍進、前年の 2.25 倍で 7.8 万tに～

ブラジルが日本への豚肉輸入量を伸ばしている。先ごろ財務省が公表した貿易統計で確定した 2024 年(暦年)の年間輸入量で、ブラジルからの輸入量(概況品統計)が 7 万 7626tだったことが分かった。前年の 3 万 4537tが 2.25 倍となる急増。

2024 年の年間輸入量は 97 万 6459tで、暦年では 2022 年に次ぐ過去 2 番目の水準。ブラジルは、カナダ、米国、スペイン、メキシコに次ぐ 5 位。世界的に飼料穀物をはじめ生産コストが増嵩するなかで、PRRS など重要な慢性疾病がなく、人件費が安いことから北米より低コストでの生産が可能であり、競争力をつけてきていると考えられる。

★★★★年間購読料 5 万 5000 円(税込み)★★★★

編集・発行人:岩田寛史

2023 年度目標の基本計画“本文案”提示

～初動５年の目標をKPIと併せ多岐・多層的に～

改正された食料・農業・農村基本法（新農基法）の下での新しい「食料・農業・農村基本計画」（基本計画）の策定作業が終盤を迎えている。3 月 14 日に開催された食料・農業・農村政策審議会企画部会で農水省事務局は、基本計画本文の原案を初めて示し、それに基づく審議が行われた。現行法の下では 10 年先の目標を策定してきたところ、目標期間を「5 年間」に区切り、初動 5 年間（2025～30 年度）で「農業の構造転換を集中的に推し進める」姿勢を明確に示している。目標については、2030 年度の供給熱量ベースの食料自給率目標として「45％」（2023 年度実績 38％）等の数値目標を示したが、その達成に必要な「人・農地・技術」および「生産資材」の確保、付加価値の向上や動植物防疫、安定的な輸入の確保についても 2030 年度の“目標”を、“KPI（評価指標）”と併せて提示し、多層的、多角的なアプローチを促す形を示している。

食料自給率の 2030 年度目標については、①供給熱量ベースの総合食料自給率：45％（2023 年度 38％）のほか、②生産額ベースの総合食料自給率：69％（61％）、さらに、③摂取熱量ベース食料自給率：53％、が併記され、それらに対するKPIとして、▼品目ごとの生産量・輸出量、単収、作付面積、国内消費仕向量、▼麦、大豆、加工・業務用野菜の国産切り替え量、▼国産小麦・大豆の保管数量、▼飼料自給率、などの目標数値が示されている。品目ごとの 2030 年度目標値のうち、豚に関する数値を見ると、**①国内消費仕向量（枝肉ベース）：267 万t（265 万t）、②1 人当たり年間消費量：13.5 kg（13.1 kg）、③生産量（同）：132 万t（130 万t）、④うち輸出量：0.3 万t（0.3 万t）、⑤飼養頭数 792 万頭（880 万頭）**、とされている。このうち生産量の数値は養豚関連事業（予算）の政策目標と位置づけられる。また、飼養頭数「792 万頭」は、並行して進められている家畜改良増殖目標で明記されることになる目標値（（3 月 17 日の畜産部会で示されている家畜改良増殖目標の本文案では「790 万頭」となっているが、これは 2035 年目標）で、この目標が基本計画にリンクする要の数字となる。

また、動植物防疫に関しては「動植物防疫の確実な実施」が目標に位置づけられ、それに対するKPIとして「農場における飼養衛生管理の自己点検結果について、豚等では 100％（96％）の目標値が示されている。

企画部会は次回会合が 3 月 21 日にセットされており、この日の議論を踏まえ、答申に向けた最終案が示される。

◆基本計画の「別表1」（食料自給率目標のKPI ）より畜産物のみ抜粋

品目	国内消費仕向（万ｔ）〈枝肉換算〉（1人年間消費量 kg）		生産量（万ｔ）〈枝肉換算〉（うち輸出量）		飼養頭羽数（万頭・羽）	
	2023年	**2030年**	2023年	**2030年**	2023年	**2030年**
牛肉	87 〈124〉 （6.1）	**87** **〈125〉** **（6.3）**	35 〈50〉 （0.9）	**36** **〈51〉** **（1.6）**	267	**275**
豚肉	186 〈265〉 （13.1）	**187** **〈267〉** **（13.5）**	91 〈130〉 （0.2）	**92** **〈132〉** **（0.2）**	880	**792**
鶏肉	260 （14.4）	**265** **（15.1）**	169 （0.4）	**172** **（1.0）**	141	**141**
鶏卵	257 （16.5）	**261** **（17.3）**	248 （2.0）	**252** **（2.9）**	129	**129**
生乳	1170 （90.1）	**1152** **（90.8）**	732 （1.3）	**732** **（2.7）**	136	**117**

★★記事の無断転写・配信はお断りします。必要の際は編集部まで御一報を下さい。

編集部

■資料：食料・農業・農村基本計画（本文案）

※「まえがき」および品目別の記載より「豚肉」部分

▼まえがき

我が国の食料安全保障は、国内農業の持続的な発展や、農業の基盤である農村の振興を通じて、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ国民一人一人がこれを入手できることを通じて確保されるべきものである。 しかしながら食料・農業・農村基本法の制定から四半世紀が経過する中で、制定時には想定していなかった、又は想定を超えた食料安全保障に関わる情勢の変化や課題に直面している。

世界の食料需給を見ると、世界人口は増加し、食料需要も増加する一方で、気候変動による異常気象の頻発化や地政学的リスクの高まりにより、世界の食料生産・供給は不安定化している。また、我が国では長期にわたるデフレ経済下で経済成長が鈍化したのに対して、新興国の経済は急成長した結果、世界における我が国の相対的な経済的地位は低下し、必要な食料や生産資材の安定的な輸入に懸念が生じている。

また、持続可能な開発目標（SDGs）や 2050 年ネット・ゼロの達成に向けた取組の進展、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択など、世界的に持続可能性に対する意識の高まりがみられる中、農業・食品産業に対しても、環境や生物多様性等への配慮・対応が社会的に求められている。

国内に目を向けると、農業者の減少・高齢化は著しく進展している。基幹的農業従事者（15 歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者）は、2000 年の 240 万人から 2024 年には 111 万人と半減し、その年齢構成のピークは 70 歳以上の層となっている。農地は、我が国の人口 1.2 億人分の国内需要を賄うために必要な面積の 1/3 程度しかない状況である。

人口減少に伴う国内市場の縮小は、避けがたい課題となっている。これまでの国内市場への供給のみを想定した農業生産・食品生産を続けていくならば、将来の事業拡大や投資の意欲を削ぐことにもつながる。加えて、国内市場の縮小の影響は、特に過疎地で顕在化・深刻化しており、このような地域への配送や小売等の採算が合わず、スーパー等の閉店が進んだ結果、食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる者の「食品アクセス」の問題が発生している（物理的アクセス）。現在では都市部でもこの問題が発生し、全国的な課題となっている。また、低所得者層の割合が拡大していることから、経済的理由により十分な食料を入手できない者の割合が増加していると考えられ、経済的な観点からも食品アクセスの問題が発生している（経済的アクセス）。

農村、特に中山間地域では都市に先駆けて人口減少・高齢化が進んでおり、集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動への影響だけでなく、農村の地域社会の維持も懸念される。このように、国民生活に必要不可欠な食料を供給する機能及び国土の保全等の多面にわたる機能（以下「多面的機能」）を有する農業をはじめ、国産農林水産物の主要な仕向け先として農業と消費者の間に位置し、食料の供給において重要な役割を果たしている食品産業、また、農業が営まれている場であり、農業者を含めた地域住民の生活の場である農村のそれぞれが課題に直面している状況にある。

このため、従来の食料・農業・農村基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後 20 年程度を見据えた課題の整理を行い、基本理念や基本的な施策の方向性を見直し、再整理した「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」が、2024 年 6 月 5 日に施行された。

改正基本法で掲げる「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の五つの基本理念に基づき、我が国の食料・農業・農村を維持・発展させるため

★★記事の無断転写・配信はお断りします。必要の際は編集部まで御一報を下さい。 編集部

には、施策の方向性を具体化する計画を明確に示すことが必要である。

今回策定する食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」）は、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化等の中にあっても、平時からの食料安全保障を実現する観点から、その計画期間を5年間とし、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとする。

また、基本計画の実効性を高めるため、国内外の情勢を含めた現状の把握、その分析による課題の明確化、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標、課題解決のための具体的施策及びその施策の有効性を示すKPIの設定を行うこととし、少なくとも年1回、その目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証によりPDCAサイクルによる施策の見直しを行い、おおむね5年ごとに基本計画の変更を行うこととする。

▼ 豚肉

ア 消費

豚肉の国内消費量のうち、国産品が約5割を占めている。物価高の影響による消費者の生活防衛意識の高まりにより、近年、牛肉からより安価な豚肉、鶏肉へ需要がシフトしていることから、一人当たり消費量は近年増加傾向にあるものの、人口の減少により国内消費量はやや減少傾向で推移すると見込まれ、国内消費における国産豚肉の消費拡大が必要である。

このため、国産豚肉の差別化やブランド化、特色を活かした多様な販売方法の推進により、多様な消費者ニーズを開拓する。

イ 生産

国内生産量は近年90万t以上で推移している一方で、養豚業は、価格変動要因の大きい輸入飼料に大きく依存した経営形態となっており、その結果、現状においては生産コストが高止まりしており、生産性の向上が求められる。また、出荷前の体重測定や豚舎の洗浄消毒等に要する労働負担の軽減や、さらに、SDGsなどの国際的動向を踏まえたアニマルウェルフェアへの対応も求められる状況にある。

このような状況を踏まえると、輸入品に対する競争力と豚肉の安定生産に資する生産コストの低減・生産性の向上、労働負担の軽減、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理が必要である。

このため、生産コストの削減や生産性の向上については、繁殖や肥育成績等生産データの収集・比較・分析による経営改善手法の実践（ベンチマーキング）、オールイン・オールアウトの導入等による衛生管理の改善や新技術開発等による飼養管理技術の向上、家畜改良の推進、労働負担の軽減については施設整備・機械導入等による経営の省力化を図る。

また、家畜排せつ物については、国内肥料資源としての利用拡大を図るため、強制好気性発酵等による堆肥の高品質化やペレット化等を推進する。加えて、アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の現場での更なる普及・定着を推進する。

ウ 輸出

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」における輸出重点品目の一つであり、輸出実績は増加している中、輸出先国・地域の開拓及びニーズに合った豚肉の生産・輸出体制の構築が必要である。他方で、豚熱の影響により、現状、豚肉を輸出可能な地域は北海道のみとなっている。

このため、更なる輸出拡大に向け、豚熱の清浄化に向けて取り組むとともに、既存商流の拡大と新たな商流構築、輸出対応型施設の整備・機能強化による輸出先国・地域のニーズへの対応を図る。

エ 加工・流通

食肉処理施設については、労働力不足や施設の老朽化等により、稼働率が低下している。

このため、食肉処理施設について、今後の集荷や販売の展望を踏まえた再編や中核的な基幹施設の整備、施設間で連携する場合の浄化槽等の改修・整備、省力化機械の導入等による合理化を推進する。

★★記事の無断転写・配信はお断りします。必要の際は編集部まで御一報を下さい。 編集部